

裁判長  
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平 成 2 7 年 ( 受 ) 第 8 9 7 号
決 定 日	平 成 2 7 年 9 月 2 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	鬼 丸 か お る 千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 山 本 庸 幸
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成26年(ネ)第2494号(平成27年1月29日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成27年9月2日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>裁判所書記官 丸 山 英 之 (印)</p>	

## 当事者目録

申 立 人	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワ ーク
同 代 表 者 理 事	高  篤  英  弘
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	長  野  浩  三 ほか
相 手 方	株式会社Plan・Do・See
同 代 表 者 代 表 取 締 役	野  田  豊
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	的  場  徹 ほか

これは正本である。

平成27年9月2日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 丸山英之

